

飲食店営業（臨時営業）の許可申請について

那覇市では、「お祭り」や「イベント」等の臨時的な出店に限ってテント等の簡易な設備で食品を提供する【臨時営業】を認めています。
提供できる食品や必要な手続きについての詳細は担当窓口までご確認ください。

営業形態

- ・組立式パネル、テント、屋台その他の容易に撤去することができる施設を設置して行う臨時の営業
- ・期間を定めて実施される催事への出店又は催事に隣接して出店するもの
- ・営業を行う日ごとに、簡易施設の設置及び撤去をするもの

提供できる食品例

許可条件		給水量		
		40L	80L	200L
調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品	煮物類・・・おでん、煮込み、牛汁 等 焼き物類・・・焼き鳥、焼き魚 等 粉物類・・・お好み焼き、たこ焼き 等 めん類・・・焼きそば、沖縄そば、 即席カップめん 等 揚げ物類・・・天ぷら、フライドチキン、 フライポテト 等 ドック類・・・アメリカンドッグ 等 菓子類・・・たい焼き、今川焼、 ポーポー、焼き団子、 サターアンダギー 等	×	○	○
常温で保存することが可能で、そのままの状態では飲食することができるものを開封して盛り付けた食品	市販のスナック菓子、パン、缶詰食品、 清涼飲料水等	○	○	○
かき氷、アイスクリーム類(小分けして販売するものに限る。)又は殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム	削氷、アイスクリーム類の小分け、 シャーベット、殺菌液状ミックスを原料として製造したソフトクリーム	○	○	○
コーヒー又は茶類	簡易施設において抽出したホットに限る (市販の氷の使用は可)	○	○	○
使い捨て食器の使用に限る		○	○	※

※食器：使い捨て食器を使用することを原則とし、それ以外の食器を使用するときは、1日あたり200L以上の給水量を備えること。

許可申請に必要な書類等

- ☐ 食品営業許可申請書
- ☐ 営業施設の平面図
- ☐ 申請手数料（現金 16,000円）
- ☐ 食品衛生責任者の資格を証明する書類（任意）
- ☐ 登記事項証明書（任意）
[法人で申請する場合]

食品衛生責任者について

施設ごとに食品取扱者のうちから「食品衛生責任者」を選任しなければなりません。

◆ 食品衛生責任者になれるのは・・・

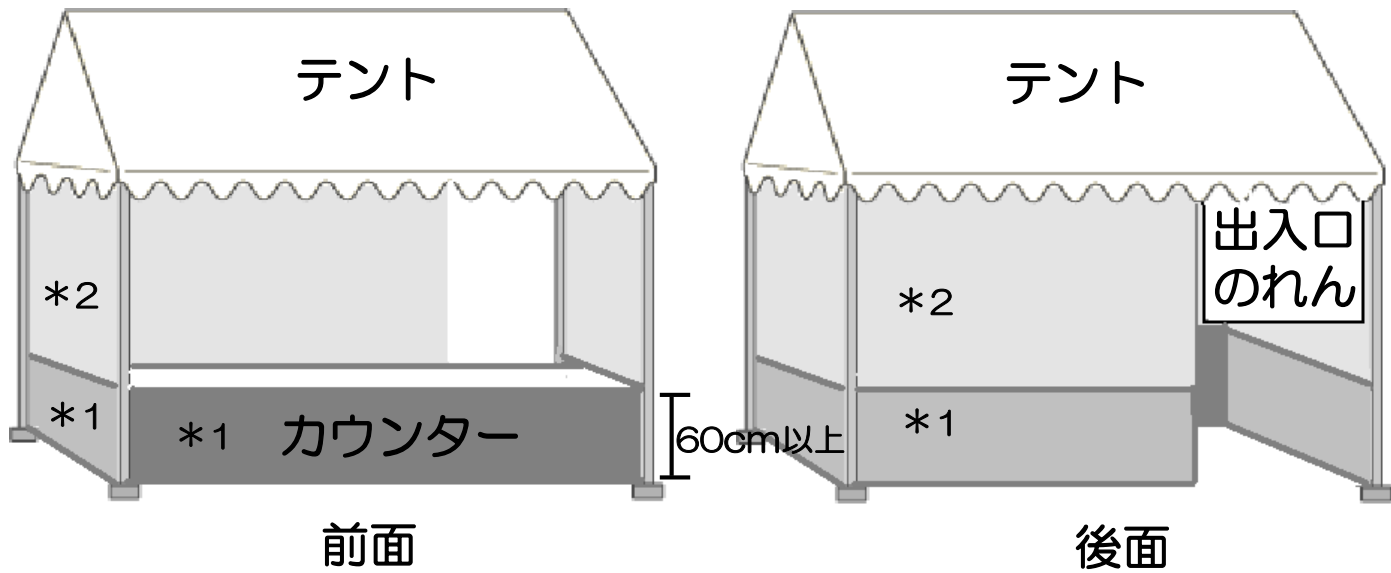
調理師、製菓衛生師、栄養士の資格をお持ちの方、
医学・畜産学・農芸化学等の所定の過程を修めて大学を卒業した方は食品衛生責任者になることができます。

資格を保有していない方は、
食品衛生責任者養成講習会（有料）を受講しましょう
お問合せ：（一社）沖縄県食品衛生協会 那覇支部
電話 098-853-9254

那覇市保健所 生活衛生課

電話：098-853-7963 受付：平日（9：00～11：30／13：00～17：00）

営業施設の設備例



◆ 両側面および前後面を囲うこと!!

- *1 床から60cmまで → パネル, 厚板等の硬質の材料。
(4面) (ベニヤ等)
- *2 床から60cm以上 → パネル, 厚板等の硬質の材料。
(3面) 直径5mm以下のスクリーン又は
よしず, シートでも可。

◆ 床面は硬材等により覆うこと!!



- ☐ 申請書類は黒のボールペンで書いてください (鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンは不可)
- ☐ 手書きで平面図を作成する場合、定規を使って正確に書いてください